

# 行政サービスの担い手の状況等について

※行政サービスとは、戸籍等の事務手続、福祉業務、子育て支援、ごみの処理、公共施設の運営など市役所が市民に提供するサービス全般をいう。

## 1 概要

職員が担っている業務 * 高度な行政判断や職員による指揮命令が伴う業務 従事する業務の性質により正規・非常勤に区分		民間に委ねている業務 * 業務範囲や職員間の役割 分担が明確な業務	
正規職員	フルタイム * 週 38 時間 45 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般職員（～60 歳） 5,902 人 地公法 17 条の 2（競争試験による採用）、同法 28 条の 2（60 歳定年による退職）</li> <li>○再任用職員（61～65 歳） 96 人 地公法 28 の 4（定年退職者の再任用）</li> <li>○任期付職員（年齢制限なし） 1 人 任期付職員法 3 条（専門的知識等を有する者の任用）、任期 5 年以内、危機管理業務に従事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種委託業務 家庭ごみの収集や学校給食などの多種多様な業務について、民間活力の活用の観点から、積極的に民間委託を推進  * 平成 28 年度一般会計決算における委託料総額 約 306 億円（指定管理料等を含む。全体の約 11%）</li> <li>○指定管理者制度による公の施設の管理業務  地方自治法 244 条の 2 に基づき、文化、体育、福祉施設などの公共施設の管理運営業務を、民間企業に委任  * 72 種、218 の施設に導入</li> </ul>
	短時間勤務 * 週 30 時間 ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再任用職員（61～65 歳） 123 人 地公法 28 条の 5（定年退職者の短時間再任用）</li> <li>○任期付職員（年齢制限なし） 7 人 任期付職員法 5 条（時限的短時間の職務）、任期 3 年以内、生活保護、消費生活業務に従事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材派遣業務  職員による指揮命令が必要な業務について、委託（請負）契約によらずに労働者派遣法に基づき人材派遣を活用  * 選挙における期日前投票事務</li> </ul>
非常勤職員	フルタイム * 週 38 時間 45 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給料支弁（20～74 歳） 705 人 地公法 17 条の 2（選考による採用）、同法 28 条の 2（定年の非適用）、任期 1 年（更新可）、こども園の業務（保育教諭、調理員）、小中学校の業務（用務員、事務員）などに従事  * 期間の定めのある職の採用には年齢制限を設けることができない（雇用対策法と同様の取扱い）</li> </ul>	
	短時間勤務 * 週 30 時間 ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬支弁（20～79 歳） 1,162 人 地公法 3 条（特別職としての採用）、任期等は上記フルタイムと同様、各課の業務（一般事務補助）、図書館の業務（司書）などに従事  * 地公法改正により、平成 32 年からは上記フルタイムの職員と併せて「会計年度任用職員」に統一</li> </ul>	

(注) 職員数と年齢は H29.4.1 現在。教職員を除く。

## 2 定年退職した職員の再就職の状況（直近 5 年間）

(単位：人)

退職年度	退職者の状況					再就職先				
	退職者数 A	再就職希望者数 B	再就職希望率 C (B/A)	再就職者数 D	再就職率 E (D/B)	市			再雇用 ※2	外郭 団体等 ※3
						再任用※1		再雇用 ※2		
H 2 4	175	124	70.9%	116	93.5%	フルタイム	短時間勤務		45	44
H 2 5	138	104	75.4%	101	97.1%	33	17	16	47	21
H 2 6	156	123	78.8%	119	96.7%	36	21	15	43	40
H 2 7	164	142	86.6%	131	92.3%	70	38	32	26	35
H 2 8	153	131	85.6%	124	94.7%	76	30	46	20	28

- ※1 ・雇用と年金の接続、能力と経験の活用の観点から、退職予定者の希望等を踏まえて選考し、市の業務に従事  
・任期は 1 年（65 歳まで更新可）  
・民間企業に適用される「高齢者雇用安定法」に基づく 65 歳までの雇用確保措置に相当
- ※2 ・再任用に準ずる措置として、市の非常勤職員の業務に従事
- ※3 ・市が出資する外郭団体（まちづくり公社、文化振興財団等）への再就職など  
・任期は各団体により異なる。
- (参考) ・民間企業では、「高齢者雇用安定法」に基づき、65 歳までの雇用確保措置が義務づけられている。  
・平成 29 年「高齢者の雇用状況」（厚生労働省）によると、99.7% の民間企業において雇用確保措置を実施（継続雇用 80.3%、定年の引上げ 17.1% など）

## 3 65 歳以上の非常勤職員の業務への従事状況（平成 29 年度）

(単位：人)

区分	一般（公募）	再雇用（市OB）	合計
フルタイム (給料支弁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校用務員 4 6</li> <li>・学校調理員 5</li> <li>・学校事務員 2</li> <li>・こども園調理業務 ※ 2</li> <li>・看護師業務 ※ 1</li> <li>・保育、教育業務 ※ 1</li> <li>小計 5 7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道関連技術業務 8</li> <li>・戸籍、市民税業務 7</li> <li>・火葬等業務 2</li> <li>・境界確定業務 1</li> <li>・その他 3</li> <li>小計 2 1</li> </ul>	7 8
	短時間勤務 (報酬支弁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎等駐車場管理業務 1 0</li> <li>・一般事務、窓口業務 1 0</li> <li>・生活保護関連業務 7</li> <li>・集落支援員業務 5</li> <li>・霊柩車運転等斎場業務 5</li> <li>・相談、指導員業務 (生活保護関連業務以外) 3</li> <li>・施設等管理業務 3</li> <li>・徴収員業務 3</li> <li>・下水道接続推進業務 2</li> <li>・その他 1 6</li> <li>小計 6 4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事務、窓口業務 6</li> <li>・上下水道関連技術業務 5</li> <li>・施設等管理業務 5</li> <li>・相談、指導員業務 (生活保護関連業務以外) 5</li> <li>・用地等取得業務 3</li> <li>・生活保護関連業務 1</li> <li>・その他 1 1</li> <li>小計 3 6</li> </ul>
合計	1 2 1	5 7	1 7 8

※は、資格が必要な業務